



研修視察（総務省）

議員研修 報告

過疎対策事業の 現状と今後を学ぶ

10月27日から28日の日程で、全議員が参加し総務省での研修、県関係国会議員への陳情を行いました。過疎法は昭和45年に最初の「過疎地域対策緊急措置法」が議員立法で施行されて以来、現在の「過疎地域自立促進特別措置法」まで10年ごとに新法が制定されてきており、平成22年3月をもって期限を迎えます。

自治体の行政運営が問われているなか、自主財源の少ない本町のような地域に対して国と地方のあり方を根本的に変えるといっている新政権が、どのような政策でその裏付けとなる財源確保をどうするのか、議会は最大限の注視をしなければなりません。

国の補助のかさ上げ、過疎対策事業債などの過疎法に基づく施策は、本町にとって必要不可欠であり、過疎法の動向とその指定要件が注視されることとあり、この度も昨年に引き続き総務省での研修となりました。

政権交代後、初めての臨時国会が開催されて3日目という日に、県選出の国会議員（9名）を4班に分かれて陳情活動（過疎法継続）を行い、本町の現状や要望を直接訴えることができたことはとても有益でした。



研修視察（福島県広野町）

議会活性化について学ぶ

11月17日から18日の日程で委員6名が参加し、山形県庁と福島県広野町での研修を行いました。

この度の研修は、山形県市町村支援課に出向き①国家公務員退職手当法改正の概要、②山形県内の退職手当条例改正の動き、③制度改正による特別職の取り扱い並びに特別職の倫理について学びました。

福島県広野町は人口5000人ほどの町で、東北でみかんのなる町として温暖な気候のもとにあります。東京電力の火力発電所があり、それらの地方税収入が多く、地方交付税の不交付団体でした。

広野町議会における活性化の基本は、議会広報誌としています。昨年度は全国議会広報コンクールで最優秀賞を受賞しました。議会運営委員は議会広報委員のメンバーが主で、町民に分かりやすく読んでもらえる広報誌づくりという基本的な考え方は本町と同じでした。

この度の研修では、町民の声をふまえて信頼ある議会運営をどう堅持していくのか、議会の町民への情報公開、説明責任、信頼関係がいかに肝要であるかを学んだ研修でした。

議会運営委員会